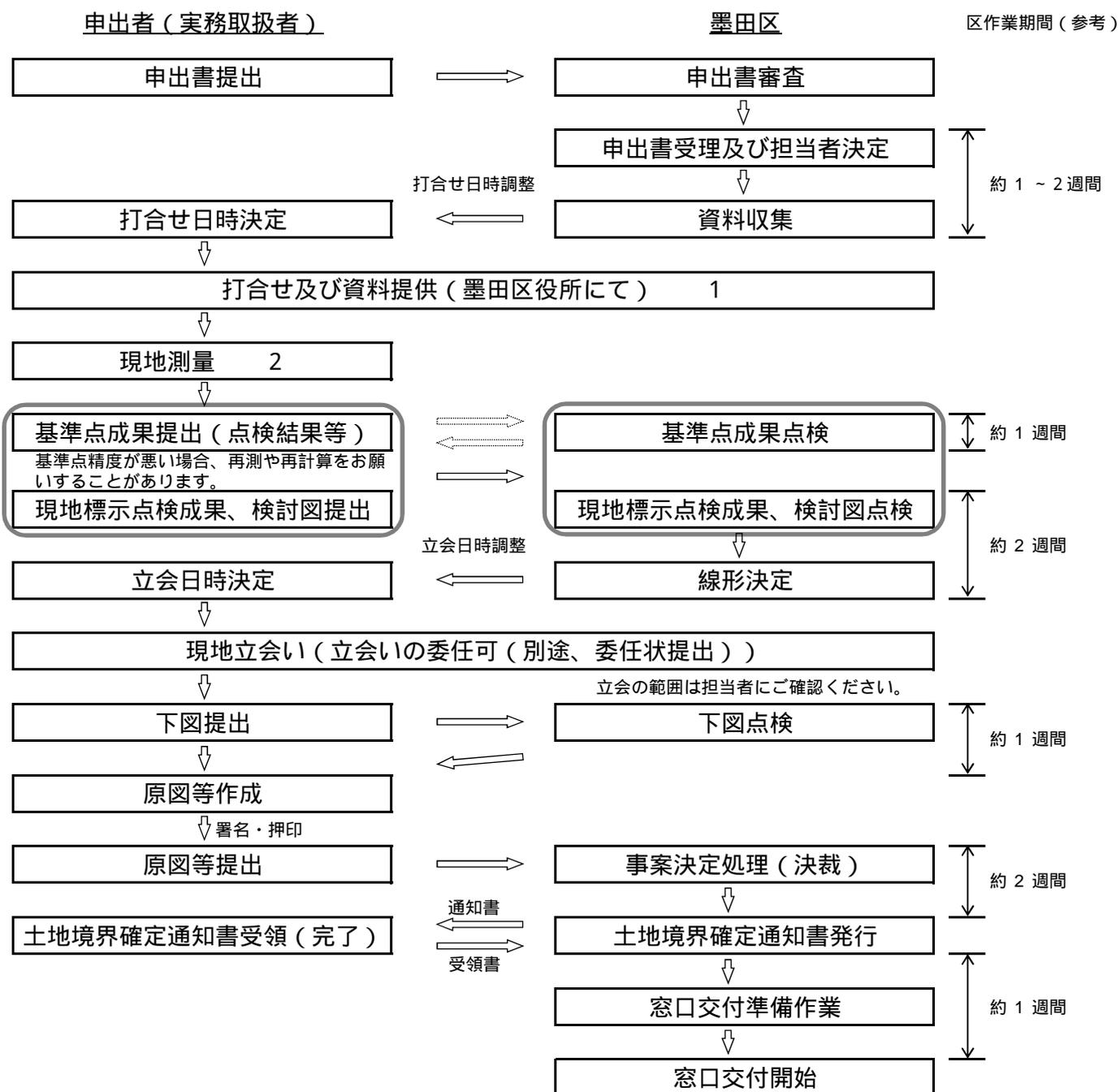


土地境界確定の流れ



< 注意事項 >

- ・ 上記期間には、申出者（実務取扱者）様が行う測量等の期間は含まれておりません。
- ・ 現場条件等により上記期間は変動する場合がありますので、余裕のある期間設定をお願いいたします。
 - 1 打合せ及び資料提供時に境界確定の方向性（点検する基準点、境界図等）を決定いたします。
申出書の提出書類に現況測量図等は必要ありませんので、**境界確定における測量等はなるべく打合せ及び資料提供後**をお願いいたします。
 - 2 基準点の点検は間接視準ではなく、**直接視準**にてお願いいたします。